

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育局委員会事務局教育情報ネットワーク統合用回線認証サーバ装置等長期借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S株式会社 関西支店

3 随意契約理由

本機器については、各校務系システム間の通信を行う運用のために、平成30年度大契甲第7004号「大阪市教育局委員会事務局教育情報ネットワーク統合用回線認証サーバ装置等長期借入」として平成30年11月1日から令和5年10月31日まで契約を行った。

本来であれば、令和5年10月31日の借入期間満了にともない機器更新を行うものであるが、令和4年3月に教育情報ネットワーク（1次稼働）の運用が開始し、教育情報ネットワークにおいて提供する各種サービスについて、現行の校園ネットワークシステム上のサービスからの切替を各システムで検討・実施されたこと、また、令和6年1月に教育情報ネットワーク（2次稼働）で提供される予定の共通基盤サービス等の検討状況により、更新内容が確定せず、発注計画の見直しが必要となった。

上記検討の結果、令和5年7月に基本設計が確定し、当該案件以外の「校園ネットワークシステム用サーバ装置等一式 長期借入」と「校園ネットワークシステム用ファイバチャネルスイッチ長期借入」も含めた一括更新を令和7年3月1日から行うこととなったため、それまでの期間、現行機器を引き続き使用する必要が生じた。

現行機器は令和7年2月28日の一括更新まで使用状況に耐えうること、及び現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから現行機器の借入業者であるF L C S株式会社関西支店と特名随意契約により再借入契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8081）